

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第92号）（環境局環境政策部環境指導課）

民法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行することとしました。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第92号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第5号中「能力」を「行為能力」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第6号及び第7号中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行の日から施行する。

（環境局環境政策部環境指導課）